

平成23年6月21日

独立行政法人国立美術館
理事長 青柳 正規 殿

独立行政法人国立美術館

監事 黒田 衣子 (黒田衣子印)
監事 鈴木 清 (鈴木清印)

私たち監事は、独立行政法人通則法第三十八条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立美術館の第10期事業年度（平成22年度）の財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する監査を行った。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりである。

I 監査の方法の概要

財務諸表及び決算報告書について、関係する役職員から説明聴取、会計帳簿及び関係書類の閲覧及び証憑書類との突合、その他必要と認められた監査手続きを実施した。事業報告書については、関係する役職員から説明聴取、館長会議への出席及び業務運営についての状況の監査等を行った結果、財務諸表及び決算報告書との整合性を確認した。

また、会計監査人より監査の概況及び監査結果について説明を受けた。

II 監査の結果

- 1 財務諸表は法令及び独立法人会計基準に従い適正に表示していると認める。
- 2 事業報告書は業務運営の状況を正しく示していると認める。
- 3 決算報告書は法令及び予算の区分に従い適正に表示していると認める。
- 4 重要な会計方針の変更に記載されているとおり、当事業年度より、資産除去債務に係る会計処理を変更しているが、独立行政法人会計基準「独立行政法人会計基準の改訂について」（独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会、平成22年10月25日）及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会 平成22年11月最終改訂）並びに「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）の適用によるものであり、正当な会計処理の変更と認める。また、これを適用する債務はないことを認める。

同様に不要財産の国庫納付等に係る会計処理を変更しているが、独立行政法人会計基準「独立行政法人会計基準の改訂について」（独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 平成22年10月25日）及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会 平成22年11月最終改訂）の適用によるものであり、正当な会計処理の変更と認める。また、これを適用する財産はないことを認める。

以 上